

## 農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行																																
<p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総則</b></p> <p><b>1－1－2 用語の定義</b></p> <p>共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 「工事着手」とは、<u>工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</u></p> <p>(15)～(34) [略]</p> <p><b>1－1－3～1－1－4 [略]</b></p> <p><b>1－1－5 施工計画書】</b></p> <p>1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。 また、工事監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 ただし、簡易な工事において、工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">(1) 工事概要</td> <td style="vertical-align: top;">(9) 安全管理</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2) 計画工程表</td> <td style="vertical-align: top;">(10) 緊急時の体制及び対応</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(3) 現場組織表</td> <td style="vertical-align: top;">(11) 交通管理</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>(4) 指定機械</u></td> <td style="vertical-align: top;">(12) 環境対策</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>(5) 主要船舶・機械</u></td> <td style="vertical-align: top;">(13) 現場作業環境の整備</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>(6) 主要資材</u></td> <td style="vertical-align: top;">(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>(7) 施工方法</u></td> <td style="vertical-align: top;">(15) その他</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>(8) 施工管理計画</u></td> </tr> </table> <p>2.～3. [略]</p> <p><b>1－1－6 [略]</b></p> <p><b>1－1－7 工事実績情報サービス（コリンズ）への登録</b></p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. 工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 完成時の登録は、<u>完成通知書</u>を提出後10日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p> <p><b>1－1－8～1－1－11 [略]</b></p> <p><b>1－1－12 工事着手</b></p> <p>受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内に<u>工事着手</u>しなければならない。</p>	(1) 工事概要	(9) 安全管理	(2) 計画工程表	(10) 緊急時の体制及び対応	(3) 現場組織表	(11) 交通管理	<u>(4) 指定機械</u>	(12) 環境対策	<u>(5) 主要船舶・機械</u>	(13) 現場作業環境の整備	<u>(6) 主要資材</u>	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法	<u>(7) 施工方法</u>	(15) その他	<u>（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</u>		<u>(8) 施工管理計画</u>		<p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総則</b></p> <p><b>1－1－2 用語の定義</b></p> <p>共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) 「工事着手」とは、<u>現場事務所等の設置又は測量、詳細設計又は工場製作のいずれかに着手することをいう。</u></p> <p>(15)～(34) [略]</p> <p><b>1－1－3～1－1－6 [略]</b></p> <p><b>1－1－5 施工計画書】</b></p> <p>1. 受注者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。 受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。 この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。 また、工事監督員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。 ただし、簡易な工事において、工事監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">(1) 工事概要</td> <td style="vertical-align: top;">(8) 緊急時の体制及び対応</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(2) 計画工程表</td> <td style="vertical-align: top;">(9) 交通管理</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">(3) 現場組織表</td> <td style="vertical-align: top;">(10) 安全管理</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>(4) 主要機械</u></td> <td style="vertical-align: top;">(11) 仮設備計画</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>(5) 主要資材</u></td> <td style="vertical-align: top;">(12) 環境対策</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>(6) 施工方法</u></td> <td style="vertical-align: top;">(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>(7) 施工管理計画</u></td> </tr> </table> <p>2.～3. [略]</p> <p><b>1－1－6 [略]</b></p> <p><b>1－1－7 工事実績情報サービス（コリンズ）への登録</b></p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. 工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 完成時の登録は、<u>工事完成届</u>を提出後10日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする</p> <p><b>1－1－8～1－1－11 [略]</b></p> <p><b>1－1－12 工事の着手</b></p> <p>受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り工事開始日後30日以内に<u>工事に着手</u>しなければならない。</p>	(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制及び対応	(2) 計画工程表	(9) 交通管理	(3) 現場組織表	(10) 安全管理	<u>(4) 主要機械</u>	(11) 仮設備計画	<u>(5) 主要資材</u>	(12) 環境対策	<u>(6) 施工方法</u>	(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法	<u>(7) 施工管理計画</u>	
(1) 工事概要	(9) 安全管理																																
(2) 計画工程表	(10) 緊急時の体制及び対応																																
(3) 現場組織表	(11) 交通管理																																
<u>(4) 指定機械</u>	(12) 環境対策																																
<u>(5) 主要船舶・機械</u>	(13) 現場作業環境の整備																																
<u>(6) 主要資材</u>	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法																																
<u>(7) 施工方法</u>	(15) その他																																
<u>（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）</u>																																	
<u>(8) 施工管理計画</u>																																	
(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制及び対応																																
(2) 計画工程表	(9) 交通管理																																
(3) 現場組織表	(10) 安全管理																																
<u>(4) 主要機械</u>	(11) 仮設備計画																																
<u>(5) 主要資材</u>	(12) 環境対策																																
<u>(6) 施工方法</u>	(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法																																
<u>(7) 施工管理計画</u>																																	

## 農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p><b>1-1-13 ~ 1-1-21</b> [略]</p> <p><b>1-1-22 建設副産物</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. <u>建設発生土については、建設図書で指定する受入れ地へ搬出するものとする。なお、搬出に当たっては、関係法令及び設計図書の規定等を遵守しなければならない。</u></p> <p>3. [略]</p> <p>4. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）及び香川県産業廃棄物処理等指導要綱（最終改正平成16年4月1日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>5. ~7. [略]</p> <p><b>1-1-23 ~ 26</b> [略]</p> <p><b>1-1-27 工事完成図</b></p> <p>1. ~2. [略]</p> <p>3. <u>管水路工事においては、管割図についても工事完成図として提出しなければならない。</u></p> <p><b>1-1-28 工事完成検査</b></p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. 工事検査員は、<u>修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことが出来るものとする。</u></p> <p>5. [略]</p> <p><b>1-1-29 ~ 38</b> [略]</p> <p><b>1-1-39 環境対策</b></p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. <u>資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物</u></p> <p>(1) 受注者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械<u>及び</u>目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年法律第66号。以下「グリーン購入法」という。）」第10条に基づく「香川県グリーン購入推進ガイドライン」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、(1)の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準（以下「特定調達品目の判断の基準」という。）を満たすものとする。</p> <p>(3) 受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）の包括及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>5. ~6. [略]</p> <p><b>1-1-40 ~ 46</b> [略]</p>	<p><b>1-1-13 ~ 1-1-21</b> [略]</p> <p><b>1-1-22 建設副産物</b></p> <p>1. [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p>2. [略]</p> <p>3. 受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）及び香川県産業廃棄物処理等指導要綱（最終改正平成16年4月1日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。</p> <p>4. ~6. [略]</p> <p><b>1-1-23 ~ 26</b> [略]</p> <p><b>1-1-27 工事完成図</b></p> <p>1. ~2. [略]</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><b>1-1-28 工事完成検査</b></p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. 工事検査員は、<u>修補の必要があると認めた場合</u>、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことが<u>できるものとする。</u></p> <p>5. [略]</p> <p><b>1-1-29 ~ 38</b> [略]</p> <p><b>1-1-39 環境対策</b></p> <p>1. ~3. [略]</p> <p>4. 受注者は、資材、工法、建設機械<u>又は</u>目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト、<u>公共工事の配慮事項（「資材の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。」）</u>等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成15年法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第10条に基づく「香川県グリーン購入推進ガイドライン」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>[新設]</u></p> <p>5. ~6. [略]</p> <p><b>1-1-40 ~ 46</b> [略]</p>

## 農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p><b>1-1-47 工事特性への対応状況の報告</b></p> <p>1. 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、<u>情報化施工を実態した事項、新技術を活用した事項</u>、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であつて、特に報告すべきものがある場合には、別に定める様式に基づき作成し、工事完成時までにこれらを工事監督員に報告することができる。</p> <p>2. [略]</p> <p>3. <u>情報化施工とは、情報通信技術(ＩＣＴ)を工事の施工等に活用することにより、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工システムである。</u></p> <p>4. <u>新技術とは、農業農村整備民間技術情報データベース（以下「NNTD」という。）及び新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されている技術、NNTD及びNETISには登録されていないものの、従来の標準的な技術に比べて活用の効果が同等以上の技術又は同等以上と見込まれる技術、及び特殊な現場条件下における独自の工法による技術等である。</u></p> <p><b>1-1-48～51 [略]</b></p>	<p><b>1-1-47 工事特性への対応状況の報告</b></p> <p>1. 受注者は、工事の施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であつて、特に報告すべきものがある場合には、別に定める様式に基づき作成し、工事完成時までにこれらを工事監督員に報告することができる。</p> <p>2. [略]</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><b>1-1-48～51 [略]</b></p>
<p><b>第2章 材 料</b></p> <p><b>第1節 一般事項</b></p> <p><b>2-1-1 適 用</b></p> <p>[中略]</p> <p>また、設計図書に品質が示されていない場合で、かつ適切な強度、耐久性及び機能が確保される場合、「<u>グリーン購入法</u>」<u>第6条の規定</u>に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に<u>定める特定調達品</u>の優先使用について、工事監督員と協議するものとする。</p> <p><b>2-1-2～4 [略]</b></p> <p><b>第2節～第4節 [略]</b></p> <p><b>第5節 鋼 材</b></p> <p><b>2-5-1 [略]</b></p> <p><b>2-5-2 鋼 材</b></p> <p>鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>1.・2. [略]</p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p><b>3. 鋼 管</b></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) J I S G 3 4 5 2 (<u>配管用炭素鋼管</u>) 記号SGP</p> <p>(6)～(11) [略]</p> <p><b>4. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品</b></p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>(14) J D P A G 1 0 4 2 (N S形ダクタイル鋳鉄管)</u></p> <p><u>(15) J D P A G 1 0 4 6 (P N形ダクタイル鋳鉄管)</u></p> <p>記号 D 1、D 2、D S</p> <p>記号 D 1～D 4</p>	<p><b>第2章 材 料</b></p> <p><b>第1節 一般事項</b></p> <p><b>2-1-1 適 用</b></p> <p>[中略]</p> <p>また、設計図書に品質が示されていない場合で、かつ適切な強度、耐久性及び機能が確保される場合、「<u>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律</u>」に基づく「環境物品等の調達推進に関する基本方針」に<u>示される環境負荷低減に資する物品等(特定調達品目)</u>として指定されている材料の優先使用について、工事監督員と協議するものとする</p> <p><b>2-1-2～4 [略]</b></p> <p><b>第2節～第4節 [略]</b></p> <p><b>第5節 鋼 材</b></p> <p><b>2-5-1 [略]</b></p> <p><b>2-5-2 鋼 材</b></p> <p>鋼材は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>1.・2. [略]</p> <p><u>3. リベット用鋼材</u></p> <p><u>(1) J I S G 3 1 0 4 (リベット用丸鋼)</u> 記号SV</p> <p><b>4. 鋼 管</b></p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) J I S G 3 4 5 2 (<u>配管用炭素鋼管</u>) 記号SGP</p> <p>(6)～(11) [略]</p> <p><b>5. 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品</b></p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>〔新設〕</u></p>
	3

## 農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p><u>5.</u> [略]</p> <p><b>2-5-3 溶接材料</b></p> <p>溶接材料は、次の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならない。</p> <p>(1) [略]  (2) JIS Z 3211 (<u>軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒</u>) 記号E  (3) ~ (8) [略]  (9) JIS Z 3316 (<u>軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用ティグ溶接溶加棒及びソリッドワイヤ</u>) 記号YGT  (10) ~ (14) [略]</p> <p><b>2-5-4 [略]</b></p> <p><b>2-5-5 鋼材二次製品</b></p> <p>鋼材二次製品については、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1. ~ 5. [略]  6. バルブ類  (1) [略]  (2) JWWA B 120 (<u>水道用ソフトシール仕切弁</u>)  (3) ~ (5) [略]  7. [略]</p> <p><b>2-5-6 ~ 7 [略]</b></p> <p><b>第6節 [略]</b></p> <p><b>第7節 プレキャストコンクリート製品</b></p> <p><b>2-7-1 [略]</b></p> <p><b>2-7-2 プレキャストコンクリート製品</b></p> <p>プレキャストコンクリート製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) ~ (10) [略]  <u>[削る。]</u>  <u>(11) ~ (14)</u> [略]</p> <p><b>第8節 [略]</b></p> <p><b>第9節 合成樹脂製品等</b></p> <p><b>2-9-1 一般事項</b></p> <p>1. 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) ~ (7) [略]  (8) JWWA K <u>129</u> (<u>水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管</u>)  (9) JWWA K <u>130</u> (<u>水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手</u>)  (10) FRPM K 1111 (強化プラスチック複合管内圧管)  2. [略]</p> <p><b>第10節・第11節 [略]</b></p> <p><b>第12節 塗料</b></p> <p><b>2-12-1 ~ 2 [略]</b></p>	<p><u>6.</u> [略]</p> <p><b>2-5-3 溶接材料</b></p> <p>溶接材料は、次の規格に適合したもので、かつ、母材に適合する品質を有するものでなければならない。</p> <p>(1) [略]  (2) JIS Z 3211 (<u>軟鋼、高張力鋼及び低温用被覆アーク溶接棒</u>) 記号E  (3) ~ (8) [略]  (9) JIS Z 3316 (<u>軟鋼及び低合金鋼用ティグ溶接棒及びソリッドワイヤ</u>) 記号YGT  (10) ~ (14) [略]</p> <p><b>2-5-4 [略]</b></p> <p><b>2-5-5 鋼材二次製品</b></p> <p>鋼材二次製品については、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1. ~ 5. [略]  6. バルブ類  (1) [略]  (2) JWWA B 120 (<u>水道用ソフトシール弁</u>)  (3) ~ (5) [略]  7. [略]</p> <p><b>2-5-6 ~ 7 [略]</b></p> <p><b>第6節 [略]</b></p> <p><b>第7節 プレキャストコンクリート製品</b></p> <p><b>2-7-1 [略]</b></p> <p><b>2-7-2 プレキャストコンクリート製品</b></p> <p>プレキャストコンクリート製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) ~ (10) [略]  <u>(11) JISA 5412 (プレストレストコンクリートダブルTスラブ)</u>  <u>(12) ~ (15)</u> [略]</p> <p><b>第8節 [略]</b></p> <p><b>第9節 合成樹脂製品等</b></p> <p><b>2-9-1 一般事項</b></p> <p>1. 合成樹脂によるパイプ等の製品は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</p> <p>(1) ~ (7) [略]  (8) JWWA K <u>127</u> (<u>水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管</u>)  (9) JWWA K <u>128</u> (<u>水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管継手</u>)  (10) FRPM K 1111 及び <u>2111</u> (強化プラスチック複合管内圧管)  2. [略]</p> <p><b>第10節・第11節 [略]</b></p> <p><b>第12節 塗料</b></p> <p><b>2-12-1 ~ 2 [略]</b></p>

## 農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<b>2-12-3 鋼管塗装</b> 鋼管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。 1. [略] 2. 継手部 内面 JWWA K 135-2007 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法) 外面 WSP 012- <u>2014</u> (長寿命形水道用ジョイントコート) JWWA K 153 (水道用ジョイントコート)	<b>2-12-3 鋼管塗装</b> 鋼管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。 1. [略] 2. 継手部 内面 JWWA K 135-2007 (水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法) 外面 WSP 012- <u>2010</u> (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート) JWWA K 153 (水道用ジョイントコート)
<b>2-12-4 [略]</b>	<b>2-12-4 [略]</b>
<b>第3章 施工共通事項</b>	<b>第3章 施工共通事項</b>
<b>第1節 [略]</b>	<b>第1節 [略]</b>
<b>第2節 一般事項</b>	<b>第2節 一般事項</b>
<b>3-2-1 [略]</b>	<b>3-2-1 [略]</b>
[中略]	[中略]
(1) ~ (36) [略]	(1) ~ (36) [略]
(37) <u>手すり先行工法等に関するガイドライン</u> 厚生労働省労働基準局	(37) <u>手すり先行工法</u> に関するガイドライン 厚生労働省労働基準局
(38) ~ (41) [略]	(38) ~ (41) [略]
(42) <u>斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン</u> 厚生労働基準局	[新設]
(43) <u>基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講すべき措置</u> 国土交通省	[新設]
(44) <u>基礎ぐい工事における工事監理ガイドライン</u> 国土交通省	[新設]
(45) <u>既製コンクリート杭施工管理指針</u> (一社)日本建設業連合会	[新設]
<b>3-2-2 [略]</b>	<b>3-2-2 [略]</b>
<b>第3節 土工</b>	<b>第3節 土工</b>
<b>3-3-1 ~ 4 [略]</b>	<b>3-3-1 ~ 4 [略]</b>
<b>3-3-5 路床盛土工</b>	<b>3-3-5 路床盛土工</b>
1. ~ 4. [略]	1. ~ 4. [略]
5. 路床の盛土材料の最大寸法は、 <u>10cm程度</u> とするものとする。	5. 路床の盛土材料の最大寸法は、 <u>20cm程度</u> とするものとする。
6. ~ 10. [略]	6. ~ 10. [略]
<b>3-3-6~8 [略]</b>	<b>3-3-6~8 [略]</b>
<b>第4節 基礎工</b>	<b>第4節 基礎工</b>
<b>3-4-1 一般事項</b>	<b>3-4-1 一般事項</b>
受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。 (1) ~ (6) [略]	受注者は、杭の打込みに当たり、次の事項に注意しなければならない。 (1) ~ (6) [略]
(7) <u>あらかじめ杭の打止め管理方法 (ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定、オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電気的な計測値の測定など)、根固め液及び杭周固定液の注入量の測定方法等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管するとともに、工事監督員の請求があった場合、速やかに提出しなければならない。</u>	(7) <u>あらかじめ杭の打止め管理方法 (ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など) 等を施工計画書に記載し、これによる施工記録を整備保管するとともに、工事監督員の請求があった場合、速やかに提出しなければならない。</u>

## 農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p><u>なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法について施工計画書に記載し、施工時に当該施工記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録を作成しなければならない。</u></p> <p>(8) ~ (11) [略]  <b>3-4-1 ~ 10 [略]</b>  <b>第5節 ~ 第9節 [略]</b>  <b>第10節 特殊コンクリート</b>  <b>3-10-1 [略]</b>  <b>3-10-2 寒中コンクリート</b>          1. ~ 3. [略]          4. 養生          (1) ~ (3) [略]          (4) 受注者は、養生中コンクリートの温度を、5°C以上に保たなければならない。          また、養生期間について、特に工事監督員が指示した場合のほかは、表3-10-1の値以上とする。          なお、養生期間の後、さらに2日間はコンクリートの温度を0°C以上に保たなければならない。          表3-10-1 寒中コンクリートの養生期間 <b>[削る。]</b>          [中略]          5. [略]  <b>3-10-3 ~ 6 [略]</b>  <b>第11節 ~ 第19節 [略]</b>  <b>第2節 仮設工</b>  <b>3-20-1 ~ 10 [略]</b>  <b>3-20-11 足場工</b>          1. 受注者は、足場の施工に当たり、<u>労働安全衛生規則</u>を遵守するとともに、足場の沈下、滑動防止、継手方法とその緊結方法に注意して組立てなければならない。          また、足場から工具、資材などが落下するおそれがある場合、落下物防護を設置するものとする。          2. [略]  <b>第21節 [略]</b></p>	<p>(8) ~ (11) [略]  <b>3-4-1 ~ 10 [略]</b>  <b>第5節 ~ 第9節 [略]</b>  <b>第10節 特殊コンクリート</b>  <b>3-10-1 [略]</b>  <b>3-10-2 寒中コンクリート</b>          1. ~ 3. [略]          4. 養生          (1) ~ (3) [略]          (4) 受注者は、養生中コンクリートの温度を、5°C以上に保たなければならない。          また、養生期間について、特に工事監督員が指示した場合のほかは、表3-10-1の値以上とする。          なお、養生期間の後、さらに2日間はコンクリートの温度を0°C以上に保たなければならない。          表3-10-1 寒中コンクリートの養生期間 <b>(断面の大きさが普通の場合)</b>          [中略]          5. [略]  <b>3-10-3 ~ 6 [略]</b>  <b>第11節 ~ 第19節 [略]</b>  <b>第2節 仮設工</b>  <b>3-20-1 ~ 10 [略]</b>  <b>3-20-11 足場工</b>          1. 受注者は、足場の施工に当たり、<u>労働安全衛生規則第655条</u>を遵守するとともに、足場の沈下、滑動防止、継手方法とその緊結方法に注意して組立てなければならない。          また、足場から工具、資材などが落下するおそれがある場合、落下物防護を設置するものとする。          2. [略]  <b>第21節 [略]</b></p>

## 第2編 工事別編

### 第1章 ~ 第6章 [略]

### 第7章 管水路工事

#### 第1節 [略]

#### 第2節 一般事項

##### 7-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めるべきである。

## 第2編 工事別編

### 第1章 ~ 第6章 [略]

### 第7章 管水路工事

#### 第1節 [略]

#### 第2節 一般事項

##### 7-2-1 適用すべき諸基準

適用すべき諸基準については、第1編3-2-1適用すべき諸基準の規定によるもののほか、次の基準類によらなければならぬ。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めるべきである。

## 農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行
<p>(1) ~ (6) [略]</p> <p>(7) WSP 009-2010 (<u>水管橋外面防食基準</u>)</p> <p>(8) ~ (26) [略]</p> <p><b>7-2-2 一般事項</b></p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. 枕木及び梯子胴木基礎工</p> <p>(1) 受注者は、<u>枕木基礎の高さを正確に調整した後、管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触とならないよう施工しなければならない。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>4. [略]</p> <p><b>第3節～第5節 [略]</b></p> <p><b>第6節 管体工</b></p> <p><b>7-6-1～3 [略]</b></p> <p><b>7-6-4 鋼管布設工</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. 据付</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 塗覆装</p> <p>1)・2) [略]</p> <p>3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012-<u>2014</u>プラスチック系を基本とする。 [中略]</p> <p>4) 基礎材が砕石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWA K 153-<u>2014</u>に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする</p> <p>3. [略]</p> <p><b>7-6-5 [略]</b></p> <p><b>第7節～第18節 [略]</b></p> <p><b>第8章・第9章 [略]</b></p> <p><b>第10章 フィルダム工事</b></p> <p><b>第7節～第18節 [略]</b></p> <p><b>第11節 グラウチング工</b> [中略]</p> <p><b>第12節～第14節 [略]</b></p> <p><b>第12章 PC橋工事</b></p> <p><b>第1節～第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>12-4-1～7 [略]</b></p>	<p>(1) ~ (6) [略]</p> <p>(7) WSP 009-2010 (<u>水管橋外面塗装基準</u>)</p> <p>(8) ~ (26) [略]</p> <p><b>7-2-2 一般事項</b></p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. 枕木及び梯子胴木基礎工</p> <p>(1) 受注者は、<u>枕木基礎は正確に高さを調整した後、管を布設し、くさびを打込んで管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触とならないよう施工しなければならない。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>4. [略]</p> <p><b>第3節～第5節 [略]</b></p> <p><b>第6節 管体工</b></p> <p><b>7-6-1～3 [略]</b></p> <p><b>7-6-4 鋼管布設工</b></p> <p>1. [略]</p> <p>2. 据付</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 塗覆装</p> <p>1)・2) [略]</p> <p>3) プラスチック被覆鋼管における継手部外面塗覆装は、WSP 012-2010プラスチック系を基本とする。 [中略]</p> <p>4) 基礎材が砕石の場合に塗覆装の保護を目的とし、JWWAK 153-2010に規定されている耐衝撃シートを巻くものとする</p> <p>3. [略]</p> <p><b>7-6-5 [略]</b></p> <p><b>第7節～第18節 [略]</b></p> <p><b>第8章・第9章 [略]</b></p> <p><b>第10章 フィルダム工事</b></p> <p><b>第7節～第18節 [略]</b></p> <p><b>第11節 ポーリンググラウチング工</b> [中略]</p> <p><b>第12節～第14節 [略]</b></p> <p><b>第12章 PC橋工事</b></p> <p><b>第1節～第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 橋梁付属物工</b></p> <p><b>12-4-1～7 [略]</b></p>

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 案	現 行																																																																																																																																																																													
<p><b>12-4-8 現場塗装工</b></p> <p>1. ~ 7. [略]</p> <p>8. 受注者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。 塩分付着量の測定の結果、NaClが50mg/m<sup>2</sup>以上となった場合は、処置方法について工事監督員と協議するものとする。</p> <p>9. 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。</p> <p>(1) <u>塗装禁止条件</u></p> <p style="text-align: center;">表 12-4-1 塗装禁止条件</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗料の種類</th> <th>気温(℃)</th> <th>湿度(RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長ばく形エッチングプライマー</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッヂプライマー</td><td>0以下</td><td>50以下</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッヂペイント</td><td>0以下</td><td>50以下</td></tr> <tr><td>有機ジンクリッヂペイント</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>[削る]</td><td>[削る]</td><td>[削る]</td></tr> <tr><td>[削る]</td><td>[削る]</td><td>[削る]</td></tr> <tr><td>亜鉛めつき用エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>[削る]</td><td>[削る]</td><td>[削る]</td></tr> <tr><td>[削る]</td><td>[削る]</td><td>[削る]</td></tr> <tr><td>[削る]</td><td>[削る]</td><td>[削る]</td></tr> <tr><td>[削る]</td><td>[削る]</td><td>[削る]</td></tr> <tr><td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>[削る]</td><td>[削る]</td><td>[削る]</td></tr> <tr><td>[削る]</td><td>[削る]</td><td>[削る]</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)</td><td>5以下、20以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)</td><td>5以下、20以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)</td><td>5以下、20以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>[削る]</td><td>[削る]</td><td>[削る]</td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料</td><td>10以下、30以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(低温用)</td><td>5以下、20以上</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗料用エポキシ樹脂プライマー</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>ふつ素樹脂塗料用中塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>弱溶剤形ふつ素樹脂塗料中塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>コンクリート塗料用エポキシ樹脂塗料中塗</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> </tbody> </table> <p><b>12-4-8 現場塗装工</b></p> <p>1. ~ 7. [略]</p> <p>8. 受注者は、海上輸送部材・海岸部に架設された部材及び塩分付着の疑いがある場合は、塩分測定を行わなければならない。 塩分付着量の測定結果がNaCl 150mg/m<sup>2</sup>以上となった場合は、処置方法について工事監督員と協議するものとする。</p> <p>9. 受注者は、次の場合塗装を行ってはならない。</p> <p>(1) <u>塗布作業時の気温、湿度の制限</u></p> <p style="text-align: center;">表 12-4-1 塗装種類毎の気温、湿度の制限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>塗装の種類</th> <th>気温(℃)</th> <th>湿度(RH%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>長ばく形エッチングプライマー</td><td>5以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッヂプライマー</td><td>0以下</td><td>50以下</td></tr> <tr><td>無機ジンクリッヂペイント</td><td>0以下</td><td>〃</td></tr> <tr><td>有機ジンクリッヂペイント</td><td>10以下</td><td>85以上</td></tr> <tr><td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> <tr><td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> <tr><td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> <tr><td>鉛系さび止めペイント</td><td>5以下</td><td>〃</td></tr> <tr><td>フェノール樹脂MIO塗料</td><td>5以下</td><td>〃</td></tr> <tr><td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> <tr><td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂プライマー</td><td>10以下</td><td>〃</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂MIO塗料*</td><td>10以下</td><td>〃</td></tr> <tr><td>エポキシ樹脂塗料下塗*(中塗)*</td><td>10以下</td><td>〃</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料下塗*</td><td>10以下</td><td>〃</td></tr> <tr><td>超厚膜形エポキシ樹脂塗料</td><td>5以下</td><td>〃</td></tr> <tr><td>タールエポキシ樹脂塗料</td><td>10以下</td><td>〃</td></tr> <tr><td>変性エポキシ樹脂塗料内面用*</td><td>10以下</td><td>〃</td></tr> <tr><td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> <tr><td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> <tr><td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> <tr><td>無溶剤形タールエポキシ樹脂塗料*</td><td>10以下、30以上</td><td>〃</td></tr> <tr><td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> <tr><td>無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料*</td><td>10以下、30以上</td><td>〃</td></tr> <tr><td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> <tr><td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> <tr><td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> <tr><td>[新設]</td><td>[新設]</td><td>[新設]</td></tr> </tbody> </table>	塗料の種類	気温(℃)	湿度(RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッヂプライマー	0以下	50以下	無機ジンクリッヂペイント	0以下	50以下	有機ジンクリッヂペイント	5以下	85以上	エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	亜鉛めつき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上	[削る]	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	[削る]	エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)	5以下、20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)	5以下、20以上	85以上	変性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	5以下、20以上	85以上	[削る]	[削る]	[削る]	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下、30以上	85以上	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(低温用)	5以下、20以上	85以上	コンクリート塗料用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上	ふつ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上	弱溶剤形ふつ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上	コンクリート塗料用エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上	塗装の種類	気温(℃)	湿度(RH%)	長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上	無機ジンクリッヂプライマー	0以下	50以下	無機ジンクリッヂペイント	0以下	〃	有機ジンクリッヂペイント	10以下	85以上	[新設]	鉛系さび止めペイント	5以下	〃	フェノール樹脂MIO塗料	5以下	〃	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	エポキシ樹脂プライマー	10以下	〃	エポキシ樹脂MIO塗料*	10以下	〃	エポキシ樹脂塗料下塗*(中塗)*	10以下	〃	変性エポキシ樹脂塗料下塗*	10以下	〃	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	〃	タールエポキシ樹脂塗料	10以下	〃	変性エポキシ樹脂塗料内面用*	10以下	〃	[新設]	無溶剤形タールエポキシ樹脂塗料*	10以下、30以上	〃	[新設]	[新設]	[新設]	無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料*	10以下、30以上	〃	[新設]																																						
塗料の種類	気温(℃)	湿度(RH%)																																																																																																																																																																												
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
無機ジンクリッヂプライマー	0以下	50以下																																																																																																																																																																												
無機ジンクリッヂペイント	0以下	50以下																																																																																																																																																																												
有機ジンクリッヂペイント	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																												
変性エポキシ樹脂塗料下塗	10以下	85以上																																																																																																																																																																												
変性エポキシ樹脂塗料内面用	10以下	85以上																																																																																																																																																																												
[削る]	[削る]	[削る]																																																																																																																																																																												
[削る]	[削る]	[削る]																																																																																																																																																																												
亜鉛めつき用エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
[削る]	[削る]	[削る]																																																																																																																																																																												
[削る]	[削る]	[削る]																																																																																																																																																																												
[削る]	[削る]	[削る]																																																																																																																																																																												
[削る]	[削る]	[削る]																																																																																																																																																																												
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
[削る]	[削る]	[削る]																																																																																																																																																																												
[削る]	[削る]	[削る]																																																																																																																																																																												
エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																																												
変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																																												
変性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																																												
[削る]	[削る]	[削る]																																																																																																																																																																												
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10以下、30以上	85以上																																																																																																																																																																												
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(低温用)	5以下、20以上	85以上																																																																																																																																																																												
コンクリート塗料用エポキシ樹脂プライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
ふつ素樹脂塗料用中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
弱溶剤形ふつ素樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
コンクリート塗料用エポキシ樹脂塗料中塗	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
塗装の種類	気温(℃)	湿度(RH%)																																																																																																																																																																												
長ばく形エッチングプライマー	5以下	85以上																																																																																																																																																																												
無機ジンクリッヂプライマー	0以下	50以下																																																																																																																																																																												
無機ジンクリッヂペイント	0以下	〃																																																																																																																																																																												
有機ジンクリッヂペイント	10以下	85以上																																																																																																																																																																												
[新設]	[新設]	[新設]																																																																																																																																																																												
[新設]	[新設]	[新設]																																																																																																																																																																												
[新設]	[新設]	[新設]																																																																																																																																																																												
鉛系さび止めペイント	5以下	〃																																																																																																																																																																												
フェノール樹脂MIO塗料	5以下	〃																																																																																																																																																																												
[新設]	[新設]	[新設]																																																																																																																																																																												
[新設]	[新設]	[新設]																																																																																																																																																																												
エポキシ樹脂プライマー	10以下	〃																																																																																																																																																																												
エポキシ樹脂MIO塗料*	10以下	〃																																																																																																																																																																												
エポキシ樹脂塗料下塗*(中塗)*	10以下	〃																																																																																																																																																																												
変性エポキシ樹脂塗料下塗*	10以下	〃																																																																																																																																																																												
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5以下	〃																																																																																																																																																																												
タールエポキシ樹脂塗料	10以下	〃																																																																																																																																																																												
変性エポキシ樹脂塗料内面用*	10以下	〃																																																																																																																																																																												
[新設]	[新設]	[新設]																																																																																																																																																																												
[新設]	[新設]	[新設]																																																																																																																																																																												
[新設]	[新設]	[新設]																																																																																																																																																																												
無溶剤形タールエポキシ樹脂塗料*	10以下、30以上	〃																																																																																																																																																																												
[新設]	[新設]	[新設]																																																																																																																																																																												
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料*	10以下、30以上	〃																																																																																																																																																																												
[新設]	[新設]	[新設]																																																																																																																																																																												
[新設]	[新設]	[新設]																																																																																																																																																																												
[新設]	[新設]	[新設]																																																																																																																																																																												
[新設]	[新設]	[新設]																																																																																																																																																																												

## 農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 案			現 行		
<u>コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗</u>	<u>5以下</u>	<u>8.5以上</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>
<u>ふつ素樹脂塗料上塗</u>	<u>0以下</u>	<u>8.5以上</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>
<u>弱溶剤形ふつ素樹脂塗料上塗</u>	<u>0以下</u>	<u>8.5以上</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>
<u>コンクリート塗装用ふつ素樹脂塗料上塗</u>	<u>0以下</u>	<u>8.5以上</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>
<u>コンクリート塗装用柔軟形ふつ素樹脂塗料上塗</u>	<u>0以下</u>	<u>8.5以上</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>
<u>鉛・クロムフリーさび止めペイント</u>	<u>5以下</u>	<u>8.5以上</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>	<u>〔新設〕</u>
長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	<u>8.5以上</u>	長油性フタル酸樹脂塗料中塗	5以下	<u>〃</u>
長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	<u>8.5以上</u>	長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5以下	<u>〃</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>シリコンアルキド樹脂塗料中塗</u>	<u>5以下</u>	<u>〃</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>シリコンアルキド樹脂塗料上塗</u>	<u>5以下</u>	<u>〃</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>塩化ゴム系塗料中塗</u>	<u>0以下</u>	<u>〃</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>塩化ゴム系塗料上塗</u>	<u>0以下</u>	<u>〃</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>ポリウレタン樹脂塗料中塗</u>	<u>5以下</u>	<u>〃</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>ポリウレタン樹脂塗料上塗</u>	<u>0以下</u>	<u>〃</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>ふつ素樹脂塗料中塗</u>	<u>5以下</u>	<u>〃</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>ふつ素樹脂塗料上塗</u>	<u>0以下</u>	<u>〃</u>
<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	<u>〔削る〕</u>	注) *印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いるものとする。		
(2) ~ (7) [略]			2) ~ (7) [略]		
10. ~ 16. [略]			10. ~ 16. [略]		
第5節・第6節 [略]			第5節・第6節 [略]		
<b>第13章 [略]</b>			<b>第13章 [略]</b>		
<b>第14章 頭首工工事</b>			<b>第14章 頭首工工事</b>		
<b>第1節～第8節 [略]</b>			<b>第1節～第8節 [略]</b>		
<b>第9節 管理橋上部工</b>			<b>第9節 管理橋上部工</b>		
14-9-1 ~ 2 [略]			14-9-1 ~ 2 [略]		
<b>14-9-3 ポストテンションT(I) 枠製作工</b>			<b>14-9-3 ポストテンションT(I) 枠製作工</b>		
1. [略]			1. [略]		
2. 受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならぬ。			2. 受注者は、PCケーブルの施工について、次の規定によらなければならぬ。		
(1) ~ (6)			(1) ~ (6)		
(7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。 なお、ねじは、JIS B <u>0205 (一般メートルねじ)</u> に適合する転造ねじを使用しなければならない。			(7) 定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならぬ。 また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびたり、損傷を受けたりしないように保護するものとする。 なお、ねじは、JIS B <u>0207 (メートル細目ねじ)</u> に適合する転造ねじを使用しなければならぬ。		
3. ~6. [略]			3. ~6. [略]		
14-9-4 ~ 12 [略]			14-9-4 ~ 12 [略]		
<b>第15章～第21章 [略]</b>			<b>第15章～第21章 [略]</b>		

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 案				現 行																																																							
<div style="border: 1px solid red; padding: 2px;">施工体制台帳様式</div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <span style="color: red;">年 月 日</span>  <b>再下請請負通知書</b> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>直近上位 注文者名 _____</p> <p>【報告下請負業者】 住 所 _____</p> <p>元請名称 _____</p> <p>会 社 名 _____ 代表者名 _____</p> <p>《自社に関する事項》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">工事名称 及 び 工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td>契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">建設業の 許 可</td> <td>施工に必要な許可業種</td> <td>許 可 番 号</td> <td>許 可 (更新) 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 知事 一般</td> <td>第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 知事 一般</td> <td>第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 10%;">健康保険等 の加入状況</td> <td rowspan="2" style="width: 10%;">保険加入 の有無</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td>雇用保険</td> </tr> <tr> <td>加入 適用除外</td> <td>未加入 適用除外</td> <td>加入 適用除外</td> <td>未加入 適用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所整 理記号等</td> <td>營業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td>雇用保険</td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="5" style="width: 10%;">現場代理人名</td> <td colspan="3">安全衛生責任者名</td> </tr> <tr> <td colspan="3">安全衛生推進者名</td> </tr> <tr> <td colspan="3">雇用管理責任者名</td> </tr> <tr> <td colspan="3">※専門技術者名</td> </tr> <tr> <td>資格内容</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>   <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>外国人建設就労者の 従事の状況 (有無)</td> <td>有 無</td> <td>外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)</td> <td>有 無</td> </tr> </table> </div>				工事名称 及 び 工事内容				工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	事業所整 理記号等	營業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	現場代理人名	安全衛生責任者名			安全衛生推進者名			雇用管理責任者名			※専門技術者名			資格内容			外国人建設就労者の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)	有 無	<span style="color: red;">[新設]</span>	
工事名称 及 び 工事内容																																																											
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日																																																								
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日																																																								
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日																																																							
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日																																																							
健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																							
		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外																																																						
	事業所整 理記号等	營業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																						
現場代理人名	安全衛生責任者名																																																										
	安全衛生推進者名																																																										
	雇用管理責任者名																																																										
	※専門技術者名																																																										
	資格内容																																																										
外国人建設就労者の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)	有 無																																																								

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改 正 案				現 行																																																																				
<p>『再下請関係』 下請請負業者及び再下請契約関係について次のとおり報告いたします。</p> <table border="1"> <tr> <td>会社名</td> <td></td> <td>代表者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住所 電話番号</td> <td colspan="3">〒 (TEL - - -)</td> </tr> <tr> <td>工事名称 及 び 工事内容</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>自 至 年 月 日 年 月 日</td> <td>契約日</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">建設業の 許 可</td> <td>施工に必要な許可業種</td> <td>許 可 番 号</td> <td>許 可 (更新) 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 知事 一般</td> <td>第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>工事業</td> <td>大臣 特定 知事 一般</td> <td>第 号</td> <td>年 月 日</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">健康保険等 の加入状況</td> <td rowspan="2">保険加入 の有無</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td>雇用保険</td> </tr> <tr> <td>加入 適用除外</td> <td>未加入 適用除外</td> <td>加入 適用除外</td> <td>未加入 適用除外</td> </tr> <tr> <td>事業所整 理記号等</td> <td>営業所の名称</td> <td>健康保険</td> <td>厚生年金保険</td> <td>雇用保険</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>現場代理人名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>権限及び意見 申出方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※主任技術者名</td> <td>専 任 非専任</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資格内容</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>安全衛生責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全衛生推進者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>雇用管理責任者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※専門技術者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資格内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当工事内容</td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>外国人建設就労者の 従事の状況 (有無)</td> <td>有 無</td> <td>外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)</td> <td>有 無</td> </tr> </table>				会社名		代表者名		住所 電話番号	〒 (TEL - - -)			工事名称 及 び 工事内容				工 期	自 至 年 月 日 年 月 日	契約日	年 月 日	建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日	健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外	事業所整 理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	現場代理人名		権限及び意見 申出方法		※主任技術者名	専 任 非専任			資格内容		安全衛生責任者名		安全衛生推進者名		雇用管理責任者名		※専門技術者名		資格内容		担当工事内容		外国人建設就労者の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)	有 無	<p>【新設】</p>
会社名		代表者名																																																																						
住所 電話番号	〒 (TEL - - -)																																																																							
工事名称 及 び 工事内容																																																																								
工 期	自 至 年 月 日 年 月 日	契約日	年 月 日																																																																					
建設業の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許 可 (更新) 年 月 日																																																																					
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日																																																																				
	工事業	大臣 特定 知事 一般	第 号	年 月 日																																																																				
健康保険等 の加入状況	保険加入 の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																				
		加入 適用除外	未加入 適用除外	加入 適用除外	未加入 適用除外																																																																			
	事業所整 理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険																																																																			
現場代理人名																																																																								
権限及び意見 申出方法																																																																								
※主任技術者名	専 任 非専任																																																																							
資格内容																																																																								
安全衛生責任者名																																																																								
安全衛生推進者名																																																																								
雇用管理責任者名																																																																								
※専門技術者名																																																																								
資格内容																																																																								
担当工事内容																																																																								
外国人建設就労者の 従事の状況 (有無)	有 無	外国人技能実習生の 従事の状況 (有無)	有 無																																																																					

農業土木工事共通仕様書の一部改正について

改

正

添

工事関係書類			書類の位置付け		
作成時期	種別	No.	書類名称	作成者	提出先
施工計画	工事計画		書類作成の根拠	発注者 監督員	受注者 工事監督員 担当者 保管
施工計画	工事測量結果(測量標及び多角点設置)		共通仕様書第1編1-1-45の1	○	○
施工計画	工事測量結果(設計図書との差異がある場合)		共通仕様書第1編1-1-45の1	○	○
施工体制	施工体制帳		共通仕様書第1編1-1-45の1 特記仕様書6. 共通仕様書第1編1-1-14の1 特記仕様書6. 共通仕様書第1編1-1-14の1	○	○
施工体制	再下請請負		共通仕様書第1編1-1-14の1 特記仕様書6. 共通仕様書第1編1-1-14の1	○	○
施工体系圖	施工体系圖		共通仕様書第1編1-1-14の2 特記仕様書5.	○	○
その他	工事監督員の選任(変更)通知		契約約款第9条第1項 執行規則第30条第2項	○	受注者への通知
その他	コリ昂ズ登録内容確認書		共通仕様書第1編1-1-22の5 特記仕様書37.	○	○
再生資源利用促進計画書	再生資源利用促進計画書		共通仕様書第1編1-1-22の4 特記仕様書37.	○	○
建設業物処理計画	「廃棄物処理計画」		契約約款第9条第1項 執行規則第30条第2項	○	○
建設業物処理委託契約書の写し	建設業物処理委託契約書の写し		契約約款第13条第1項 建設サクル法第12条第1項	○	○
建設サクル法に基づく説明書	建設サクル法に基づく説明書		契約約款第39条第1項 建設サクル法第12条第1項	○	○
建設サクル法に基づく計画書(別表1～別表3)	建設サクル法に基づく計画書(別表1～別表3)		契約約款第34条第1項 建設規則第36条第3項	○	○
中間前払金	中間前払金		契約約款第34条第3項 執行規則第36条第3項	○	HP様式掲載
完済部分検査	部分竣工通知書		契約約款第39条第1項(第32条第1項) 既济部分引渡書	○	HP様式掲載
既済部分検査	(指定部分)引渡書		契約約款第39条第1項(第32条第4項)	○	HP様式掲載
既済部分検査	請求書(指定部分支払)		契約約款第38条第1項(第33条第1項)	○	HP様式掲載
既済部分検査	既济部分出来高明細書		契約約款第38条第2項 出来形部分確認申請書	○	HP様式掲載
既済部分検査	既济部分出来高明細書		契約約款第38条第2項 既济部分出来高明細書	○	HP様式掲載
修補	請求書(第一回部分支払)		契約約款第38条第5項 請求書(第一回部分支払)	○	HP様式掲載
工期	修補完了通知書		契約約款第32条第6項 修補完了通知書	○	HP様式掲載
	工期変更		契約約款第21条 工期変更	○	○

工事関係書類			書類の位置付け		
作成時期	種別	No.	書類名称	作成者	提出先
施工計画	工事計画		工事測量結果(測量標及び多角点設置)	発注者 監督員	受注者 工事監督員 担当者 保管
施工計画	工事測量結果(設計図書との差異がある場合)		共通仕様書第1編1-1-45の1	○	○
施工体系圖	施工体系圖		工事測量結果(設計図書との差異がない場合)	○	○
施工体系圖	施工体制帳		共通仕様書第1編1-1-14の1 特記仕様書5. 執行規則第30条第2項	○	○
施工体系圖	施工体系圖		共通仕様書第1編1-1-14の2 特記仕様書5. 執行規則第30条第2項	○	○
施工体系圖	施工体系圖		工事監督員の選任(変更)通知	○	受注者への通知
施工体系圖	コリ昂ズ登録内容確認書		契約約款第9条第1項 建設サクル法第1編1-1-22の2 建設サクル法に基づく説明書	○	○
施工体系圖	再生資源利用促進計画書		契約約款第1編1-1-22の4 建設サクル法第1編1-1-22の5 建設サクル法に基づく計画書(別表1～別表3)	○	○
施工体系圖	「廃棄物処理計画」		契約約款第38条第1項 建設サクル法第13条第1項 建設業物処理委託契約書の写し	○	○
施工体系圖	建設サクル法に基づく説明書		契約約款第38条第1項 建設サクル法第13条第1項 建設業物処理委託契約書の写し	○	○
施工体系圖	建設サクル法に基づく計画書(別表1～別表3)		契約約款第38条第1項 建設サクル法第13条第1項 建設業物処理委託契約書の写し	○	○
中間前払金	中間前払金		契約約款第34条第4項 請求書(中間前払金)	○	HP様式掲載
完済部分検査	部分竣工通知書		契約約款第34条第3項 (指定部分)引渡書	○	HP様式掲載
既済部分検査	請求書(指定部分支払)		契約約款第39条第1項(第32条第1項) 既济部分出来高明細書	○	HP様式掲載
修補	修補完了通知書		契約約款第38条第2項 修補完了通知書	○	HP様式掲載
工期	工期変更		契約約款第32条第6項 工期変更	○	HP様式掲載
工期	工期変更協議		共通仕様書第1編1-1-19の3～6	○	○